

# 「関西文化施設の魅力発信・利用促進動画」 制作・広報発信業務仕様書

## 1 目的

大阪・関西万博に向けて、ミュージアムぐるっとパス・関西に掲載されている関西の博物館・美術館を中心に、関西の文化施設の魅力発信・利用促進を目的としたPR動画を制作し、広報発信を行う。

## 2 業務内容

### (1) 動画制作

- ・施設紹介を基本に関西の個性的な文化施設の豊富さがそのものが動画に彩りを与え視聴者が楽しめる動画の作成。
- ・動画の構成を企画すること。なお、脚本・キャスティング・スタッフ手配を含む。
- ・動画制作に必要な素材の撮影を行うこと。なお、文化施設との取材調整を含む。
- ・BGMやナレーションなど必要に応じて適切に対応し、動画を編集すること。

### (2) 広報発信

- ・制作した動画の広報発信、広告料払、発信管理。
- ・効果的な広報媒体の選出。
- ・広報媒体用ショート動画の編集制作。

## 3 成果品

- ・再生用DVD（MP4形式）
- ・解像度（アスペクト比）：1080p以上（16:9）
- ・コーデック：H.264 / AAC-LC 推奨

## 4 成果物の納品

### (1) 納期

令和6年3月29日

### (2) 納品場所

関西広域連合 文化・観光・スポーツ振興局 文化課（京都府文化生活部文化政策室）

## 5 注意事項

- (1) 本事業で撮影した素材を含む成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものと

する。

- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。